

令和6年度 自己評価報告書

(専門学校等評価基準 Ver.4.0 準拠版)

2025年 10月 8日

東京医療福祉専門学校

基準 1 教育理念・目的・育成人材像

1-1 (1/1)

1-1 理念・目的・育成人材像

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
1-1-1 理念・目的・育成人材像は、定められているか	教育理念に則り、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧、柔道整復の技術を通じて社会貢献する人材、また教育者となる人材を育成する。	教育理念に基づき育成すべき医療人像を定め、学生や教職員を含む関係者に周知徹底している。	時代の変化に対応しうる人材の育成により注力する。	・学生生活の手引き ③ ・令和6年度事業報告書①
1-1-2 育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の必須条件である国家資格取得の為の指導体制を充実させる。教員養成科においては、各養成校のニーズに応ずる人材育成に努める。	国家試験の指導体制として初年時より学習サポートの体制をとり、現役受験生はもとより、既卒者の受験指導体制も整えている。 また、外部臨床施設での臨床実習の一層の充実を図る 教員養成科においては臨床力を高め、教育力と研究を実践できる能力を養うことに注力している。	教育課程等の改訂に伴い各職種資格の国家試験に対応する力を養うため、授業外補習などの強化を図る。 今後も外部臨床実習を継続して実施し、教育効果を検証する。	

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
1-1-3 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか	本校の特色科目として配置している授業の運営に関しては、各種研修会や勉強会に教員を参加させ、そこで得た知識・技術を日々の授業で活かすこととする。	教員研修会や各種学会への参加を推奨し学内においても各種小委員会による課題の解決に向けた情報収集を行い、共有を図っている 教育理念に基づく自主的な活動として、教員指導によるゼミとして実施している。 学校関係者評価委員会規程に基づき毎年度事業に係る学校関係者評価委員会を開催した。	学生が更なる知識・技術を修得出来るよう教員には、様々な勉強会に積極的に参加させ、学生にフィードバック出来るようにする。 中期計画が令和6年度をもって完了するので令和7年度からの新たな中期計画の内容について検討を進める。	・募集要項 ⑤ ・教員の資質向上活動（教員研修会参加報告書）（E-11） ・学校関係者評価委員会規程（規則集 16）
1-1-4 社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか	事業計画に従い、教職員が一体となって学校運営を進める。医療業界に対する社会のニーズを踏まえて、中長期的な目標を念頭に全校体制でその実現に取り組む。	中期計画を基に事業運営を実行に移す。	中期目標に基づき、事業計画を明確にし、安定的な学校運営を目指す。	・令和6年度事業報告書 ①

基準 2 学校運営

2-2 (1/1)

2-2 運営方針

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
2-2-1 理念に沿った運営方針を定めているか	教育理念、教育方針を踏まえて、運営方針および事業計画を明確に定め、教職員等に周知徹底する。	教育理念および教育方針に基づいた運営方針を年次事業計画に組み込み、それを教職員で共有している。 令和6年度までの中期計画を総決算し、令和7年度からの中期計画に繋げる。	学校教育法に定めるところの中期計画策定の原則に従い、中長期的な視野に立った学校運営方針をより明確にする。	・令和6年度事業報告書 ①

2-3 (1/1)

2-3 事業計画

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
2-3-1 理念等を達成するための事業計画を定めているか	本校の理念等を達成するため中期計画に基づいた年次事業計画を定めている。年次事業計画は、毎年3月末までに策定し、承認を得たうえで教職員に周知する。	教育理念および教育方針に基づいた運営方針を年次事業計画に組み込み、それを教職員で共有している。	学校教育法に定めるところの中期計画策定の原則に従い、中長期的な視野に立った学校運営方針をより明確にする。	・令和6年度事業報告書 ①

2-4 運営組織

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
2-4-1 設置法人は組織運営を適切に行っているか	私立学校法等及び寄附行為に定めるところにより、理事会、評議員会を適切に運営している。	理事選任：寄附行為第7条により、東京医療学院大学学長、東京医療福祉専門学校校長、評議員会のうちから4名並びに学識経験者理事2名の合計8名で構成。理事会は、年11～12回程度開催している。 評議員選任：寄附行為第24条により、法人職員で理事会から推薦され評議員会で選任された2名、法人の設置する学校の卒業生3名、学識経験者12名の合計17名で構成。評議員会は、年4回程度開催している。 寄附行為で定められた事項につき諮問機関として機能する。 監事選任：評議員会の同意を得て理事長から選任された非常勤監事2名が監事監査計画に基づき、業務監査及び経理監査の観点から学園全体を監査する。また理事会、評議員会に出席し、意見を述べる。	令和7年4月1日施行の私立学校法改正に向けて、組織として更に強化すべく、理事選任機関を設け、適切な人員確保に向け、寄付行為の改正案を進めている。	・学校法人常陽学園寄附行為（規則集1） ・理事・監事名簿（令和6年度事業報告書①P5）

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
2-4-2 学校運営のための組織を整備しているか	卒業生が医療及び福祉に係る職種を社会で担うために必要な専門教育を行う学園として、学校教育法、私立学校法及び各学校が教育する国家資格に係る個々の法律、並びに各資格者養成施設に係る諸規則等に基づいて学校運営のための組織を整備する。	学校法人と所属の各学校の代表者により構成される「常勤理事懇談会」を開催し、法人の運営方針や現状、またそれぞれの学校の情報や問題について共有を図っている。 また、本校では校長・副校長・事務長・各学科長により構成される「運営協議会」を定期的に開催し、学校運営の方針や運用についての決定が行われる。 「運営協議会」での決定事項は、学科長・事務長を通じて各学科教員および事務職員に周知が図られている。 各学科内では教員による学生対応等に係る業務分担が行われており、将来の医療職を担う在校生や卒業生を支援している。	令和7年4月から5年間に渡る中期計画設計を目的に中期計画が協議された。 学校法人の常勤理事懇談会および本校の運営協議会に中期計画の考え方が加わることで、学校運営のための組織の整備を進め今後も継続していく。	・組織規則（規則集4） ・運営協議会規程（規則集15） ・教務 教員業務分担（E-1）

2-5 人事・給与制度

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
2-5-1 人事・給与に関する制度を整備しているか	教職員の採用は、各資格に係る養成施設設置基準に定められた教員数を絶対的に確保することを基本に置き、教育組織運営上、特に増員配置する必要性の高い学科等を中心に採用を行う。 教職員採用は、現行配置に欠員が生じた場合の補充を最優先に行っている。 福利厚生を始めとするその他の人事・給与等については、就業規則を定めて運用している。	教員の欠員補充については、公募と推薦の手段を使い分け、適切な人材を採用している。 事務職員の採用については、法人本部と協議しながら適切な人材を採用している。 令和6年度は、教員については、本科1名採用した。 なお、柔整科の2名減予定を踏まえて令和7年度採用の募集を進めた。	教員の配置等に関する見直しを毎年度行う。見直し後はその実態を評価するとともに、社会経済環境の変化も見据えて、必要に応じ制度の見直しを進めた。	・就業規則 (規則集5)

2-6 意思決定システム

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
2-6-1 意思決定システムを整備しているか	組織規則および決裁規則に基づき、速やかな意思決定と効率的な学校運営を行う。また、各科各部門において、その権限に応じた適切な判断と意思決定を行い、業務遂行を図る。	本校では、校長、副校長、学科長、事務長で構成される「運営協議会」を設置して、教学及び企画推進体制の構築に必要な事項の決議にあたり、意見交換する場を設け、学生情報の共有や業務改善に至る判断の迅速化が進んでいる。	業務担当と責任の明確化が進んだ一方、意思決定の効率化を考える観点からは手続きプロセスの工夫がまだ不足しており、今後も検討を深めて行く。	・決裁規則 (規則集 3) ・組織規則 (規則集 4) ・事務業務分掌規程 (規則集 6) ・運営協議会規程 (規則集 15)

2-7 情報システム

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
2-7-1 情報システム化 に取組み、業務の効率 化を図っているか	正確・迅速な情報処理と安全・的確な情報管理に加え、業務の効率化を図る為に、学校内業務のシステム化を推進する。 業務遂行の基盤となる情報システムは、常に良好な状態に保つ必要があり、一貫したメンテナンス体制を敷く。	教務・事務業務とも個々に配置された PC および学内 LAN ネットワークで処理され、大半の業務は円滑に処理されている。 入試はインターネット出願も取り入れ、さらなる効率化を図った。	インターネット出願や求職求人システムの的確な運用をする。 令和 7 年度に向けてソフト等の更新の準備を進める。	

基準 3 教育活動

3-8 (1/1)

3-8 目標の設定

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-8-1 理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか	建学の精神と教育理念に基づき、教育方針を明確に定め、教職員はもとより、在校生・保護者・卒業生や、本校入学を目指す受験生とご家族、高等学校の先生方にも理解されるよう周知徹底を図る。	教育方針に基づき、学年別・科目別教育目標を定め、授業方針を明示し学生を指導している。	教育理念を土台にしつつ、時代の変化に即したブラッシュアップを心掛けていく。	・学生生活の手引き ③ ・学校パンフレット ④ ・授業計画・シラバス (E-3)
3-8-2 学科毎の修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか	学科別・学年別・科目別に到達目標を教育課程等で明確に定め、到達すべき成績規準を示す。国家資格の取得と臨床能力の獲得を目指す。 教員養成科においては臨床能力と指導能力の向上を促すための指導体制を整備する。 一方、国家資格取得教育のみに偏ることなく、臨床対応力を兼ね備えた即戦力となる医療人、また教育者を養成し、関連業界に輩出することを目指す。	学科別・学年別・科目別の到達目標は、学則に定める教育課程等および学生生活の手引きにより学生や教員に明示している。 はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師を目指す学生、および教員養成科を経て応用力ある臨床家や教育者を目指す学生に対し、卒業までに修得すべき技術・知識を、医療人としての心構えとともに明示し指導している。	現在、基礎学力の低下など、目標到達が困難な学生が漸増傾向にある。教授方法の工夫等で学生が目標到達しうるよう対処していく。 教員養成科では入学時に学生間の臨床能力やコミュニケーション能力に差がある点を解決すべき課題ととらえ、学生個々の状況に応じた教育・指導を心掛けていく。	・学生生活の手引き ③ ・学校パンフレット ④

3-9 教育方法・評価等

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-9-1 教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか	教育課程は、各資格に係る養成施設指定規則により、基礎分野、専門基礎分野、専門分野ごとに、教育内容と修得単位数を定めている。 それに基づき適切な科目を選定し、より質の高い各資格に係る養成課程を構築する。学生が効率的に学習できるよう授業計画を作成し、理解度・達成度を的確に評価するよう努める。 教育課程は、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、また養成校教員に寄せられる社会的ニーズや時代背景を考慮し、改善・改革のための見直しを行う。	教育課程は学則に定め遂行されている。その内容については、学科長以上による運営協議会での審議や教員による各科目の授業計画(シラバス)を作成し、授業の方針を定めている。 主に理論や考え方を指導する座学と、実践的職業教育となる実技の双方をバランスよく組合せている。 教員からの一方的な講義で終わらぬよう、対話形式で進行できるように各教員が工夫している。	授業形態の種類や指導方法・教材については、全ての教員に授業計画(シラバス)の提出を義務付け相互に共有している。今後は教員間で互いの授業を見学し意見交換する等、さらに教育課程のブラッシュアップを図っていく。 社会情勢を踏まえて、専科と柔整科の週休2日制及び本科の学則変更を令和7年度に向けて検討している。	・学生生活の手引き ③ ・授業計画・シラバス (E-3) ・学則 (規則集 14)

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-9-2 教育課程について、外部の意見を反映しているか	教育課程の改善・改革にあたっては、臨床経験のある各科教員だけでなく、卒業生や卒業生の就職先である業界関係者の方々の意見を聴取し、これを反映させる。	従来、卒業生や業界団体・業界関係者等の声は、学校経営に携わる役職者やキャリアセンター長、また個々の教員により収集され、これを外部意見として活かし、教育課程の改善・改革に反映させている。	毎年度、学校関係者評価委員会を開催し、教育課程に外部の意見を、更に反映する事を進めてる。	・学校関係者評価委員会規程 (規則集 16)
3-9-3 キャリア教育を実施しているか	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の自立に不可欠な知識・技術の教育は、臨床現場に根差している必要がある。その手段となるキャリア教育を学生に対し具体的に提示する環境を整える。 教員養成科においても、臨床実習・教育実習を重ねる中で、キャリア形成の支援となる教育を行う。	日々の臨床能力習得と向上を目指すことは医療の実務者として重要であり、これまでも臨床実習の他、就職前の会社見学等、様々な形で臨床現場との接点を構築している。 新たな教育課程等の改定に伴い、各学科・各学年における臨床実習が柔軟かつ豊富に行えるようになり、キャリア教育の充実が図られている。 令和6年度は在校生に好評のナイトセミナーを1回実施した。現場の実情や技術に直接触れられる機会となった。養成科では在校生を対象に臨床に取り組んでいる。	新たな教育課程等に基づく外部臨床実習はまだ始動したばかりであり、効率よく、またキャリア教育に有効に機能するよう観察し改善していく。 またナイトセミナーは学生から大変好評であるため、キャリアセンターを中心にして今後も開催・拡充を計画する。 適正な実施と感染対策を両立に努めるとともに、ICTを活用した外部オンラインセミナーの活用も模索して行く。	・学生生活の手引き ③ ・臨床実習資料(抜粋)(E-4)

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-9-4 授業評価を実施しているか	教育課程の改定や改善、またより実践的な授業計画の設定に活かすため、学生から個々の授業や教員の指導に対する評価を収集する。	学生による授業評価アンケートを前期と後期の年2回実施している。対象は専任教員および非常勤教員の全教員であり、評価結果は各教員個別にフィードバックしている。 教員養成科においては、個人面談により授業に対する不安、満足度等を確認している。 令和6年度は、前年度に引き続き科目ごとのアンケート配布(養成科を除いて)を行い、高水準の回収率をめざした。	より学生の意見を聴取しやすくするために授業評価アンケートの評価項目を毎年検討している。 アンケート回収率は上昇したが、100%にはならないため、今後も回収率の向上を図るための実施方法の模索を継続する。 回収率が一定水準に達した時点で、回収率の上昇を目指すフェーズから、アンケート結果のフィードバックを充実させる方向へシフトしてゆく。	・授業評価アンケート、学生アンケート (E-2)

3-10 成績評価・単位認定等

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-10-1 成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか	成績評価、進級・卒業(修了)認定などの基準は、学則等で明確に定め、あらかじめ学生に明示する。 各科目担当の教員は基準に則って成績を評価し、進級・修了などの判定を行い、その結果を教員による会議で審議し、校長らの判断を加えて最終決定とする。	成績の評価基準は、学則に定め、学生生活の手引きにて学生に明示している。 年2回の定期試験(実技試験を含む)の結果を評価基準に則り適正に評価している。 また、上位学年への進級あるいは卒業(修了)の認定は、学年末試験後の成績および修学評価結果を、教員による会議にて厳正に審議し、校長の判断を加え最終決定している。	はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧科、はり・きゅう科及び柔道整復科における評価方法については、その適正を評価する内容について結果に基づき検討する。	・学生生活の手引き ③ ・進級判定会議議事録 (J-3) ・教員養成課程臨床能力試験委員会 (E-6)

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-10-2 作品及び技術等の発表における成果を把握しているか	教員養成科においては、臨床専攻課程（前期課程）・教員養成科課程（後期課程）の双方において症例報告書や卒業論文を提出させ、それを修了(卒業)の成果として評価する。	教員養成科の臨床専攻課程は学会提出レベルの症例報告書を1篇以上、提出することを課している。また、教員養成課程では卒業研究で取り組んだ論文が学会発表に値すると判断した優れた論文は、学会発表するように促している。 今年度も教員養成課程の卒業研究を全日本鍼灸学会誌などに投稿した。	全日本鍼灸学会や日本温泉気候物理学会等、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の研究発表に相応しい場に多くの学生が挑戦できるよう指導している。しかし、学生個々の研究能力や意欲に差があり、個々の状況・能力に応じた指導を進め体制の検討が必要である。	・教員養成科の学生指導について、学生による論文発表事例 (E—5)

3-11 資格・免許の取得の指導体制

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-11-1 目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか	本校、各学科は、所属学生が取得すべき国家資格あるいは免許を明確にしており、その取得に必要な学習内容および到達目標を明示している。	各学科教員は、各国家資格あるいは免許の内容や取得意義について学生に明示し、取得に不可欠な教育課程等を実施している。	現行の体制を維持し、教育に邁進して行く。	・学生生活の手引き ③ ・学校パンフレット ④
3-11-2 資格・免許取得の指導体制はあるか	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の各国家資格取得に向けた指導体制を整備し、各学科長および学級担任が中心となって計画的かつ丁寧に学生指導を行う。 国家試験不合格となった既卒者に対しては、モチベーションの維持を働きかけ、補習等への積極参加を促し、合格を支援する体制を構築。 教員養成科においては、後期課程を経て教員資格取得を希望する学生に対し、教育実習を含めた十分な支援を行う。	資格・免許取得を目標に、国家試験対策講座や集中補習、個別の習熟度に合わせた教材作り等、本校特有の指導体制を整えている。具体的には、複数回にわたる模擬試験や、授業時間外の補講等を実施している。 各クラス担任による個々の学生の状況と問題の把握を進め、それに基づく個別指導や問題の解消に役立てる体制を敷いている。 また、国家試験不合格となった既卒者に対しても翌年の再受験に向けた授業聴講や模擬試験受験の機会への参加を促している。	国家試験合格に向けた取り組みは通常授業内容の理解が第一歩だが、近年の入学者には基礎学力や集中力の低下傾向がみられ、授業理解の障壁となっている。 このことから、1年次からの補講実施によるサポートや放課後ゼミの実施による学習意欲刺激により、学習習慣を身につけさせ、的確な状況把握を行うとともに、学生が相談しやすい環境作りを継続して進めていく。 教員養成科への入学目的を臨床力向上としている学生もいることも踏まえ、教職への進路を考慮した指導を継続する。	・国家試験対策 (E-7) ・国家試験模擬試験実施予定 (E-8) ・国家試験模擬試験後の補講について (E-9) ・国家試験合格率の推移 (E-10)

3-12 教員・教員組織

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-12-1 資格・要件を備えた教員を確保しているか	本校の教員は、各職種の資格者養成施設指定規則および養成施設指導ガイドラインに則して、資格・要件を兼ね備えている者を採用し、専任・兼任教員の必要人員を配属する。	各学科の教員に求められる能力・資質・資格等は各職種の資格者養成施設指導要領をもとに明確にしている。本校の全教員は、担当教授内容に関わる必要な資格を有している。 特に、各学科専任教員は、全員が臨床現場に携わった経験を持つとともに、学生の人間性を理解し育成支援する能力を有している。	教員の採用計画・配置については、これまで欠員募集による採用が中心であり、綿密な計画に基づく採用施策にまで至っていないが、中長期の事業計画に沿って採用計画を立案し法人本部とも連携し進める。	・学内組織図、教員一覧（J-1）

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-12-2 教員の資質向上への取組みを行っているか	各学科の教育に携わる教員は、常に臨床現場に根付いた最新・最先端の医学知識や技術を体得しておく必要がある。 医学や医療の今日的課題や業界内外の様々な社会的背景を踏まえた情報を獲得させることを目的に、本校は所属する学校協会や東京都各種学校専修学校協会等が主催する研修・セミナー等に教員を派遣し、あるいは参加を促す。 教員の資質向上と教授内容・方法の質的向上を目指し、現状に満足することなく研鑽することが必要である。	教員の教授内容に関する専門領域と学生指導能力の向上については、各種研修会・セミナー等に参加することで、各教員が日々研鑽を積んでいる。 学校外での資質向上の機会としては、東洋療法学校協会や全国柔道整復学校協会がそれぞれ主催する教員研修会が挙げられる。 加えて令和6年度には、ハラスメントに関するS D/F D研修を実施した。 また、年2回実施する学生による授業評価アンケートは、その結果が教員にフィードバックされ、教員の資質向上や授業改善に寄与している。	各学科教員の勤務時間等の違いもあるため、学内の教員全員参加による勉強会の実施は難しい面がある。 学生の夏期休暇中のような機会を利用し、多くの教員ができるだけ揃って参加できる学術指導と臨床力向上に関する学内勉強会実施の枠組みを検討する。また、引き続き外部主催の研修会への積極参加を促していく。	・授業評価アンケート、学生アンケート (E-2) ・教員の資質向上活動(教員研修会参加報告書) (E-11)

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-12-3 教員の組織体制を整備しているか	教員の業務分担や責任体制等を含む組織体制は、毎年見直しを行い、教員に周知する。 各教員は自らの役割を認識し、教育面でも管理運営面でもその質を高めるべく努力をする。 また、教授担当科目等に関わらず、専任教員・非常勤教員を含めた全教員間で連携・協力体制を構築し、授業内容や教育方法の改善に向けた組織的な取り組みを行う。	本校では学科ごとに教員の組織体制を整えるとともに、学年ごとの担任制や各々の業務・責任分担を含めた業務分掌を作成している。 校長、副校長、各学科長、事務長による運営協議会を定期的に開催し、各学科間の情報共有を図るとともに、各学科所属の教員に対する周知事項を定め、教員組織の協力体制を構築している。	特になし	・運営協議会議事録 (J-2) ・教務 教員業務分担 (E-1)

基準 4 学修成果

4-13 (1/1)

4-13 就職率

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
4-13-1 就職率の向上が図られているか	本校の使命は、はり師、きゆう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の養成である。 学生が国家資格を取得し、それによって生涯にわたる職に就くことである。その使命の下、本校は卒業生の就職率100%を目指す。 この目標の実現のため、本校は専門窓口としてキャリアセンターを設けている。またその業務を教員が兼ねることにより、業界の動きや就職に関する諸情報を正確に収集・把握する。学生が希望する就職を実現できるよう、相談しやすい環境を作り、活動を適切・確実に支援する。	就職率の向上を図るため、就職相談会の実施・外部企業による講習会(オンライン企業説明会等)を実施するとともに、在校生に対する進路希望アンケートを適宜実施している。 また卒業生が活躍している治療院・接骨院を訪問し、近況報告や就職後の追跡調査を行っている。 求人では来校する治療院や企業の方とは面談の時間を極力設け、学校の状況や学生の就職傾向を伝え、同時に相手先の状況や求人ニーズを把握するよう努めている。その情報は求人情報と合わせて学生に開示している。簡易版ではあるが、求人情報をデータ化し、学生検索しやすいよう整備している。	現状、求人登録数が1,200社以上に及んでおり、学生にとっては選択肢が多い好条件にある一方、全ての企業について整理が十分とは言えない状態である。分野別や初任給の数値、勤務地域、また卒業生の在籍有無等、希望者が検索しやすい仕組みを検討していく。 令和元年度より、求人求職情報をクラウド化したキャリアマップを導入しており、これにより求人企業は24時間Webから、また学生はスマホ等から就職に関する情報を入手可能になり、就職率の向上に寄与すると考える。 今後はキャリアマップへの学生の登録増加を促して行く。	・卒業生の就職状況 (C-1) ・進路アンケート (C-2) ・学生用求職申込書 (C-3) ・合同企業説明会(抜粋) (C-4) ・在校生・卒業生ゼミ (C-5)

4-14 資格・免許の取得率

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
4-14-1 資格・免許取得率の向上が図られているか	国家試験合格は、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師になるための重要なステップである。その後、個々による免許申請が必要となるが、まずは国家試験に合格させることが本校の最大目標となる。そのための方策や体制のあり方について常に検討し、整備する必要がある。 教員養成科は原則として臨床専攻課程、教員養成課程の全課程を修了し、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師養成校の教員資格の取得を目指す。	各国家試験において合格率100%を目指すのが本校の命題である。令和5年度国家試験の各資格の結果は、「国家試験合格率の推移」とおりである。 国家試験合格に向けた対策は、各学年の通常授業の中での対策教材活用や長期休暇時期を利用した特別補講、3年生を対象とした国試対策講座など、きめ細かく実施している。また、昨年度合格率の低かった学科においては、資料や問題集の活用、補習を強化したこと、ならびに学生の勉学の進捗状況の把握などにより向上を図った。一方、合格率が低下した資格については今後の対策の強化が求められる。 教員養成科では、教育実習や教育方法を中心に専門家による指導体制を敷き、教員としての専門力を高めている。	成績が芳しくない学生に対しては通年で補習を実施している。また夏期および冬期の集中講座は成績状況に関わらず実施しているが、合格率の更なる向上を目指し、今後も継続実施する。 令和5年度国家試験合格率の結果を踏まえ各学科の国家試験対策の一層の強化が求められており、入学時からの補習や個人個人の勉学の進展状況の把握、個別指導を重点的に行うなど、取組の改善を進める。 教員養成科においては、成績が一定水準に満たない者が生じた場合には、個別指導を重点的に行い教員資格取得率の向上を図っていく。	- 国家試験対策 (E-7) - 国家試験模擬試験後の補講について (E-9) - 国家試験合格率の推移 (E-10)

4-15 卒業生の社会的評価

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
4-15-1 卒業生の社会的評価を把握しているか	卒業生の活動状況の把握は学校の責務であり、卒後の追跡調査は重要である。 卒業生が受ける社会的評価は、学校の教育に対する評価と言っても過言ではない。卒業生の状況を知ることが、教育理念や教育活動の点検となる。 卒業生の就職先へ繰り返し就業状況の聴取を行う等、実態を把握していく必要がある。	学校と学生との関係は在学中の数年間で完結するものではないと考え、キャリアセンタ―教員が就職先企業の声、就職者の声を集めるために、就職先治療院・接骨院を訪問し、直接面談して話を聞いている。 また卒業生が学校を訪問した際には、元担任や他の教員が近況報告を受けるとともに、相談事にも応じるなど、学校で学んだことが現場で活かしているかを聞く場としている。	卒業生の就業状況は、他の業種と異なり一か所に長く勤める者が統計的にも少ない傾向がある。更なる技術の向上や収入のアップを目的に、他社・他院へ転職するケースが多い。転職先の把握は容易ではなく、追跡が途絶えてしまうケースがある。 解決方法として同窓会組織である常陽会への参加促進やSNS等を用いた学校からの情報発信の増加等を進める必要がある。	

基準 5 学生支援

5-16 (1/1)

5-16 就職等進路

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-16-1 就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか	学生の就職に関する情報集約と発信を専任するキャリアセンターを設ける。 キャリアセンターは、就職相談会や個別面談等により、具体的かつ実践的な就職活動支援を行う。 そのために業界の求人動向や就労実績を収集し、卒業生の活躍を在校生に開示する役割も担う。 その他、履歴書の書き方や面接の受け方を含む就職活動の基本指導も行う。	キャリアセンター専任担当者を置き、担任教員と情報共有している。このキャリアセンターが主導して、求職申込書を提出させ、その内容を勘案したマッチングを行っている。 就職相談会の開催については、令和6年度は3回5月から6月に開催した。50社程度の企業を選抜して参加していただき、学生と企業の出会いを支援している。 外部講師によるセミナーや学校説明会とタイアップしてナイトセミナーを行っている。また、外部で開催される就職イベントも進路選択の一助となっている。	就職支援を充実させるために、比較的講義スタイルが中心の現在の就職相談会やセミナーの形式に加え、実践が積めるような体験型の企画を検討する。求人票の情報だけでは分かりにくいと思われる就職先での活動を体感できる機会を今後は設けていきたい。 令和元年度より、求人求職情報をクラウド化したキャリアマップを導入している。これにより求人企業は24時間Webから、また学生はスマホ等から就職に関する情報入手可能になった。今後もキャリアマップへの学生の登録増加を促して行く。 また、今後のナイトセミナーの拡充について具体的な計画を進める。	・ 学生生活の手引き ③ ・ 卒業生の就職状況 (C-1) ・ 進路アンケート (C-2) ・ 学生用求職申込書 (C-3) ・ 合同企業説明会 (C-4) ・ 在校生・卒業生ゼミ (C-5)

5-17 中途退学への対応

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-17-1 退学率の低減が図られているか	退学要因として、経済的困難や学業不振の他、入学前後の学びに対する意識のズレ、進路変更、生活習慣の不適応などが考えられる。 入学者全員を卒業させるよう全力を尽くすのが学校の責務であるが、専門学校への入学希望者が減少している中で困難な状況もある。このため学生募集時に遡って対策を講じる必要がある。具体的には、事前の学習内容説明の徹底や個別相談を活用した進路アセスメントである。 その上で、入学後の学生が抱える様々な問題に対して、担任制を活用した早期問題把握・早期対応の心構えで対応しなければならない。	退学者を含めた学生動向については、その他の数値とともに常時正確に記録・把握し、教職員間で情報共有することで学生指導に活用しているが、特に退学者数については個々の原因・動機も含め把握するよう努めている。 中途退学は、従来の対処方法だけでは防止し切れなくなっている。担任教員による個人面談の機会を増やし、授業出欠状況をこまめに把握することにより、問題の早期発見・早期対応を目指している。必要に応じて保護者と連絡を取り合い、綿密に連携を図っている。 はりきゅうあん摩マッサージ指圧科はクラス替えを行い人間関係の負荷軽減をはかっている。 柔道整復科に続き、はりきゅうあん摩マッサージ指圧科、はりきゅう科とも保護者とLINEで状況報告を密にしており、学校・家庭での学生の勉強・生活状況の改善を図っている。	中途退学を未然に防ぐため、入学者を対象とした一斉面談を実施している。学習上の苦勞やクラス内での孤立、コミュニケーションの困難等といった退学に結び付く発言等がないかを面談の中で見つけ出す試みである。これらにより退学率の低減に結び付く方策の検討を今後も継続していく。 また、卒業生の活躍を紹介する等の方策により、学業継続や資格・免許取得に向けたモチベーションの維持向上に努める。 更に、LINE等の連絡ツールによる教員・学生間の連絡を密にして、退学率低減につなげていくように努める。	・退学状況一覧 (J-9)

5-18 学生相談

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-18-1 学生相談に関する体制を整備しているか	学生の健全な修学のため、学業上の問題に留まらず、私生活に関わることや身体的・心理的な不具合にも適切に対応できる相談受付体制を整備する。	教務室内にプライバシーが保たれる面談スペースとして会議室の利用もできるように整備している。 学生から相談を求められた場合は、担任教員を中心に対応しているが、他の教員でも対応できる体制を構築している。	教職員のカウンセリングスキルにまだ個人差があるため、今後、臨床心理等の専門家を招聘しての講習会を実施する等して、教職員の相談対応能力向上を図る。 令和2年度より企業と委託契約を締結し、学生の身体・心理などの電話相談窓口を設置した。入学ガイダンス時に学生案内にて周知している。	・健康管理規程、こころとかからだの相談窓口（ティーペック株）パンフレット ⑥
5-18-2 留学生に対する相談体制を整備しているか	はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師は、日本国内での国家資格で在留資格とならないため、留学生にとっての就学メリットが薄く、現状は必要最低限の準備に留まらざるを得ない環境である。	令和6年度は、留学生の在籍者は4名おり、留学生の在留や就学などの手続きを支援できる「申請取次者証明書（東京都入国管理局発行）」を持つ職員を配備している。	卒業後の在留資格のあり方について引き続き留学生の取扱いに関するセミナー等に参加し、情報を収集・精査する。	・留学生申請等取次者（J-11）

5-19 学生生活

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-19-1 学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか	入学金等の減免制度や学費の延分納制度、奨学金や各種給付金等の公的支援制度を活用し、学生に対する経済的な支援を拡充させ、学生や入学志願者、保護者に周知徹底する。	修学支援の制度を整え、入学志願者や在校生、保護者に周知している。 ・入学金、学費等の減免支援制度 ・学費延分納制度 ・公的奨学金制度の活用（日本学生支援機構等） ・高等教育の修学支援新制度 ・延分納者の個別相談対応 ・教育訓練給付金（専門実践教育訓練）の紹介	専門実践教育訓練給付金制度の対象講座として、教員養成科を除く全課程が指定されており、この制度の主旨に従い、学生の学習支援、退学率の低減、国家試験合格率の向上に一層注力する。 本校は、令和2年度より高等教育の修学支援新制度の対象校の認定を受けている。	・学生生活の手引き ③ ・募集要項 ⑤ ・学生の経済的支援に関する資料 (J-10)
5-19-2 学生の健康管理を行う体制を整備しているか	健全な学生生活のために、定期健康診断による予防措置や、緊急時の対応に備え保健室を設置すると同時に、近隣の医療機関との連携体制を整備する。	学校保健安全法に則り、毎年1回、全学生を対象に健康診断を実施している。体調不良等の際に使用可能な保健室を備え、学生の日常的な健康管理にも配慮している。万一の事故発生に備え、提携病院「東京イースト21クリニック」との間で協力体制を整えている。 近年、精神・心理的なケアを必要とする学生が増えてきており、教職員が勉強会や資料交換などにより対応できるよう備えている。	毎年年度当初に実施している定期健康診断については、全員の受診を継続していく。 また、令和元年4月より受動喫煙防止対策として学校敷地内完全禁煙としている。	・学生生活の手引き ③ ・健康管理規程（規則集20） ・学内安全対策関連資料 (E-12) ・健康管理規程、こころとからだの相談窓口（ティーペック 株）パンフレット ⑥

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-19-3 学生寮の設置など生活環境支援体制を整備しているか	遠隔地から入学し、下宿・アパートなどに入居する必要がある学生を支援する体制を整備する。	学校として独自の学生寮は保有していないが、遠隔地からの入学学生で希望がある者に対しては、以下の専門業者運営の学生寮を紹介している。 ・共立メンテナンス ・ユニライフ ・アパマンショップ ・エーブル	特になし。	
-19-4 課外活動に対する支援体制を整備しているか	在学期間中、心身の健全を保つため、また学習意欲を持続し、かつ学びを将来に活かす一環として、学生たちが課外活動によりリフレッシュすることや、自学自習する姿勢を支援する。 教員養成科では、臨床能力や指導力の向上を目的に、各種学会参加やボランティア活動等の課外活動への積極参加を呼び掛ける。	令和6年度現在、本校で行われている課外活動は以下のとおりである。それぞれ教員が担当者として参加し、活動を支援している。 ・東洋医学研究会 ・中医鍼灸研究会 ・中医薬学研究会 ・手技療法研究会 ・日本鍼灸医学研究会 ・トレーナーサークル (SAT) ・美容系サークル (B-actin) ・柔整手技塾 ・プラスαゼミ ・柔道研究会	施設・設備や指導教員の拘束時間等の問題もあり、広範に過ぎる部活動の推進は困難であるが、学生たちの要望を踏まえ、適切な活動やイベントの機会を作り学生の課外活動支援を継続する。 原則として、活動やイベントは学生の自主性を尊重して行っており、企画希望の提案には可能な範囲で柔軟に協力・支援する。	・学生の課外活動（サークル・研究会等） (E-14)

5-20 保護者との連携

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-20-1 保護者との連携体制を構築しているか	本校の学生の特徴として、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧科、はり・きゅう科ならびに教員養成科では社会人が多く、柔道整復科では高校新卒者が多い傾向がある。 このような環境下で修学支援や生活指導等を行うにあたっては、いわゆる「保護者」以外の配偶者・兄弟等の家族・保証人(以下、「保証人等」とする。)との良好かつ協力的な関係を構築し連携することが不可欠である。	学生生活上の悩みなど問題が生じた場合、またその兆候がある場合は、まず本人と担任教員との面談を行っており、必要に応じて本人の同意を得た上で保証人等を含めた三者面談等を実施している。 また、成績状況などについても、保証人等に書面にて通知している。 なお、上記の目的を果たすため、保証人等の緊急連絡先情報を学校で把握しており、継続して保護者とのLINE連絡も実施している。	学生との面談にあたり、本人と保証人等との関係性にも配慮することが重要である。 繊細で問題を抱えやすい学生が増加傾向にあることを考慮し、保護者とのLINE連絡を密にして、今後も保証人等との連携を高めていく。 三者面談を早めに実施して、早期に三者で現状把握、問題解決に取り組むようにしていく。	

5-21 卒業生・社会人

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-21-1 卒業生への支援体制を整備しているか	本校は同窓会「常陽会」との連携が密接であり、相互に様々な活動を支援・共同実施している。臨床現場で必要な知識・技術の卒後のスキルアップや、求人求職等に関する情報連携先としても同窓会は不可欠である。 この常陽会を通じて卒業生同士の繋がりを継続促進するほか、母校との一体感や相互信頼関係の醸成により、卒業生の活躍が学校の社会的地位向上にも資することとなる。	常陽会は、総会や年数回の講習を開催している。総会は参加人数の増に向けて常陽会ホームページなどでの周知の徹底を図っている。 講習会は年間を通じて開催し、個々のキャリアアップに寄与しており引き続き実施する。 また施術所等での医療事故に備え、賠償責任保険取扱い企業と提携し、この保険に毎年250名以上が加入している。（令和7年5月現在、新規及び更新を合わせて343名加入している） その他、常陽会ホームページでは求人情報や卒業生の近況報告、常陽会の活動状況等の情報提供を行い。多くの会員に活用されている。	定期講習会は好評につき多数の参加者が受講しているが、その多くは、「はり、きゅう、あん摩マッサージ科」「はり、きゅう科」の学生や卒業生であり、「柔道整復科」の参加者が少ない。このことを踏まえ教員や卒業生と相談のうえ、「柔道整復科」を対象とした新たな講座の開設を検討する。	・常陽会HPトップページ 常陽会活動の状況（G-1） ・常陽会主催フォローアップセミナー、卒後研修（G-2）

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
5-21-2 産学連携による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか	卒業後の再教育プログラムについては、関連業界や本校の同窓会「常陽会」と連携し、とり行っている。特に時代の変化に伴い、様々な分野における、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧や柔道整復の技術の必要性が高まっていることを考慮し、今後は更に枠を広げ、その充実を図る。 また、キャリアセンターや教員養成科においても卒後プログラムを検討し拡充する。	卒後の再教育にあたり、その対象となる分野はスポーツ・健康増進・美容・介護など多岐にわたるもので、それぞれに必要な知識・技術の向上を目指し、これに合わせた様々な講習会を行っている。 また再教育の場を更に広げるために関連業界が主催する講習会の会場として当校を提供し受講しやすい環境についても努めている。	いずれの講習会においても参加人数の増減が見られる。 とくに参加人数が少ないものに対して、その確保のためにも、今後これまで以上にWebでの情報発信を活用する等して、卒業生の参加促進を図る。	・常陽会主催フォローアップセミナー、卒後研修 (G-2) ・在校生・卒業生向け各種ゼミ講座 (C-5)
5-21-3 社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか	本校は、従前より社会人経験者の入学が多く、その受け入れ体制の充実は重要である。 一方、社会環境・経済環境の変化に伴うセカンドキャリア志向を持つ社会人入学者も増加傾向にあり、新たな社会人ニーズが生じている。これらにも対応する必要がある。 その他、全学生が授業時間以外でも自学自習できる環境を整備する。	入学前に、学内行事や外部臨床実習が課されることについて事前説明を行い、学生の就学が円滑に進捗するよう支援している。 また、特に経済的支援を求める社会人に対応するため、様々な公的支援措置を受給できるよう情報提供している。	特になし。	・学校パンフレット ④ ・募集要項 ⑤ ・学生の経済的支援に関する資料 (J-10)

基準 6 教育環境

6-22 (1/1)

6-22 施設・設備等

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
6-22-1 教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか	本校は学校運営に関する種々の法令に則り、施設・設備を建設・設置するとともに、その保守管理の徹底を図り、学生たちの就学環境の整備に最善を尽くす。	各資格に係る養成施設指定規則および指導ガイドラインに基づき、施設・設備・教育用具等を整備し、毎年自己点検を行っている。 遠隔授業に対応するため、校舎内すべてにWi-Fi機器を設置している。 令和6年度の教育用具について次の機器を整備した。 臨床能力向上のため、デジタルビデオカメラを購入いたしました。 また、柔道整復科の専門分野科目において、不足している身体の傷害状況を判別する時に使用する超音波画像計測装置を購入いたしました。	引き続き校舎施設・設備の経年劣化に対応し、順次更新を行うよう検討を進める。 校舎内すべての教室、実習室にWi-Fi機器を設置している。 また、図書蔵書の見直しも継続して行っていく。	- 学生の手引き（校舎平面図、校内配置図） ③ - 図書室関連資料 (J-13)

6-23 学外実習、インターンシップ等

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
6-23-1 学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか	学外の臨床現場における臨床実習の実施が義務付けられ、学校附属治療院施設での臨床実習に加え、医療人としての現場業務に在学中から触れる環境を形成することで、幅広い経験値を得ることができるようになった。 本校では、卒業生の開業・就職先や提携治療院企業等と協力して学外臨床実習運営を進めるとともに、学生フォローを綿密に行っていくことが必要である。 海外研修は、有資格者になるにあたっての必須条件ではないが、社会人として、また医療人としての見識を高める目的で、できる限り学生に機会を提供することが望ましい。	本校では臨床実習の一部を外部臨床実習施設にて実施することとしている。 令和6年度も多くの提携先治療院企業等に呼びかけ協力体制を構築し、学外臨床実習を実施した。 就職先を絞り始めた学生に対しては、キャリアセンターが治療院・接骨院等の事前訪問や治療見学を指導している。 教員養成科では、各種学会への参加や提携先である大学研究室での実習を推奨している。	学外臨床実習実施に際し、帯同教員による現場管理や出向いた治療院・接骨院等とで指導内容やレベルに差異が出ないよう、スムーズな運営と学生フォローを綿密に行う体制を整備する。また今後も臨床実習受入れ先を拡充し、良質な環境を学生に提供していくよう図る。 臨床能力や指導力の向上を目的に、各種学会参加やボランティア活動等の課外活動への積極参加を呼び掛ける。 暫く実施していなかった海外研修については、今後、実施形態などの検討を行っていく。	

6-24 防災・安全管理

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
6-24-1 防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか	災害に備え、学生と教職員の安全を第一とし、同時に周辺住民への支援も視野に入れた防災対策を整備する。	法令に則って消防計画を作成し、教職員による防災組織体制を整備している。東日本大震災発生以降は、地震防災対策にも取り組んでいる。また、災害時に不可欠となる救急救命、緊急支援体制を整備している。	建築構造として火災発生時、地震発生時の安全確保が重要課題となることから、これらを想定した訓練を行っており、今後も継続する方針であるが、今年度も昨年度に続きはコロナ禍の影響も考慮して、避難のシュミレーション等を行った。	・消防・防災計画関連資料 (規則集23)
6-24-2 学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか	学校施設・敷地内外での学校管理による諸活動で、学生・教職員、学校関係者を視野に入れた防災・防犯対策を講じる。	消防点検や建物検査、電気工作物点検等は、建物管理会社との委託契約により実施している。また防犯面の安全管理は警備会社と契約し、日々の防犯対策を行っている。	教職員に貸与しているセキュリティカードの保有状況を今後も定期的にチェックし、安全管理体制を更に強化していく。	・校舎設備点検関連資料(J-12)

基準 7 学生の募集と受入れ

7-25 (1/1)

7-25 学生募集活動は、適正に行われているか

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
7-25-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか	高等学校進路指導室との信頼関係を高めるため、各高等学校を教職員が訪問し、本校の教育活動について情報提供を行う。 その他、高等学校内で実施される進路説明会にも積極的に参加し、高校生自身への業界・職業の情報も含めて学校情報を紹介する。	特に入学者が多い東京・千葉・埼玉・茨城を中心に、教職員による高等学校進路指導部訪問や高校内進路指導ガイダンスに参加している。その際に、各校の卒業生の先輩の声を記したメッセージボードを持参して、安心して入学できる学校であることを伝えている。	更に多くの高等学校との信頼関係強化を図り、継続して受験者・入学者を紹介してもらえる学校となるよう努める。 現在は、3学科(養成科を除く)にて指定校推薦を実施しており、より良い指定校の拡大に努めている。	・学校パンフレット ④ ・募集要項 ⑤ ・説明会参加者アンケート (J-4) ・高校進学説明会参加事例 (J-5) ・教員による高校訪問報告書 (J-6)
7-25-2 学生募集活動を適切かつ効果的に行っているか	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会の指針に沿って、全ての学生募集活動を適正・適切に遂行する。 受験希望者や学校訪問者の問合せに対して適切に対応する。	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会の指針に沿って、学生募集活動を実施している。受験希望者や学校訪問者からの入試や学費等の相談や問い合わせに対しては、事務担当者が適切に応じられるよう体制を整える他、教育活動面の個別相談にも教員が柔軟に対応している。	学生募集に係る広報活動の一環として、パンフレット等の紙媒体以外に、学校ホームページを中心としたWeb媒体や各種SNSを今後も積極的に活用していく。 HPの刷新のため昨年度選定した業者と閲覧者サイド等に立った全面改修を行い、公開した。	・学校パンフレット ④ ・募集要項 ⑤

7-26 入学選考

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
7-26-1 入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか	入学選考の基準・方法を規程などで明確に定め、募集要項などに記載し、適切に運用する。	資格ごとの養成校指導要領に基づき、公平かつ適正に実施している。	特になし。	・入学資格に関する規則 (規則集18)
7-26-2 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか	高校新卒者と社会人経験者とで入試結果に差が出ないよう課題評価や人物評価に配慮する。また、入学後の就学が円滑に進むよう、入試時の情報から学習意欲の度合いや基礎学力を把握し、修学支援に活かす。	クラス内に様々な年齢層、社会経験層が混在する環境であることを踏まえ、入学後おおむね1ヶ月以内に新入生全員に対して担任教員による面接を実施している。その際の基礎資料として入学時の情報を共有し、個別の能力や意欲、また入学後の学習状況の把握に活用し、授業運営の助けとしている。	現状に加え、今後は学生の心理面の安定を支援することにも努める必要がある。 入学後に欠席が続いたり、授業にうまく集中できなかったりする学生についての情報を教務内で共有し、担任教員を中心に出来るだけ早く学生の不安感など、問題点を見つけて対応する。 クラス内の年齢層の違いによるコミュニケーション不足を補えるように教員が声掛けなどを行うこととしている。	・入学資格に関する規則 (規則集18) ・入学者推移データ、定員充足状況推移データ (J-7)

7-27 学納金

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
7-27-1 経費内容に対応し、学納金を算定しているか	各種納付金（入学金、授業料、施設管理費等）は、教育内容や必要経費を基に算定し、同時に保護者や学生の経済的状況も勘案した総合的な見地から妥当な水準に設定する。 また、入学時及び入学後に徴収する主な学納金を募集要項などに明示する。	必要経費を推計し、それらを補える収入を確保することを前提とした上で、競合他校の学費などを参考に学納金を決めている。 入学時および入学後に徴収する主な納付金は、募集要項に明示している。	特になし。	・学納金算定資料（学納金の主要各校比較） (J-8)
7-27-2 入学辞退者に対し、授業料等について、適正な取扱を行っているか	入学辞退者に対する授業料、および施設管理費は、文部科学省通知に沿って適正に処理する。	入学を辞退する場合の取扱は、募集要項に明示している。	特になし。	・募集要項 ⑤

基準 8 財務

8-28 (1/1)

8-28 財務基盤

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
8-28-1 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか	学園内各学校の単年度収支は、応募者数や入学者数及び定員充足率などの推移を把握し、確度の高い推計値により管理している。 事業形態としては年度ごとの変動は本来少なく、これまでは中長期的な経営計画立案の必要性は大きくなかったが、社会経済環境の変化や競合状況を踏まえ、学園運営や財務基盤に係る中長期的な捉え方の必要性を認識している。	学園内の大学では、看護学科及びリハビリテーション学科の定員をそれぞれ80名及び120名と確保してきた。入学者数が、この定員になるように中長期的に財政確保を図ってきている。 このことにより法人の財務状況が好転し、看護学科設置認可時の付帯事項は付されていない。 今後は、学納金以外の寄付金、補助金収入の増額なども重点化し取り組み、収入の安定化を図る。 本校では定員未充足の状況が続いており、今年度の入試では特に充足率が著しく低下した。その現状を踏まえ、広報活動の強化を開始した。	本校では定員未充足の状況が続いており、学生確保に向けた対策が喫緊の重要課題である。校長主導により、各学科長、広報委員会による広報活動の強化をはじめ学校全体での取り組みを進めている。 具体的には、HPの刷新、リスティング広告の実施、学生の出身校への訪問、入学対象者を定めた学校説明会の実施などを進めている。 また、退学者の減少に向けた取組も重要であり、保護者との連携も図り、個々の学生の状況把握などきめ細かな対応を行っている。 入学定員の継続的な安定確保及び中途退学者減少策の効果的な方策を引き続き検討する。	- 令和6年度事業報告書 ① - 入学者推移データ、定員充足状況推移データ (J-7)

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
8-28-2 学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか	学園全体の財務状況を分析し、社会経済環境の変化や競争状況を踏まえ、適正かつ客観的な分析評価を行う。これにより安定した財務基盤を確保し、経営の安定を図るとともに、教育内容と就学環境の充実に主眼を置いた事業展開に備える。	財務状況について、財務比率を始めとする各種財務諸表等から分析を行っている。この分析をもとに中期計画策定に絡め、改善を図っていく。	令和2年度から令和6年度までの5か年に亘る法人の中期計画策定にあたっては、財務状況の改善を目標に掲げ、法人内構成員に協力を求める。	・令和6年度事業報告書 ①

8-29 予算・収支計画

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
8-29-1 教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか	予算編成は、教育目標を土台に構築する事業計画に基づいて実施し、全体的な整合性を図る。	予算編成にあたっては、教育目標を土台に、学校全体や学内各科の計画・目標を取りまとめ整合性あるものとして決定している。	令和元年度に策定した中期計画（令和2年度から5か年）の内容に沿って予算編成を進めた。 入学定員の継続的な安定確保と中途退学者の減少を図り、安定予算の構築に努める。	・令和6年度事業報告書 ①
8-29-2 予算及び計画に基づき、適正に執行管理を行っているか	予算の執行計画は、四半期ごとに策定し計画的に予算を執行する。 予算執行に大きな乖離が見込まれる場合においては、補正措置を執り、年度末での予算との乖離を生じさせないようにする。 また、予算執行にあたっては、経理規程に基づき適切な会計処理を行う。	本校の収支は、学生数の減少に伴い、厳しい状態になってきている。四半期ごとの予算執行計画でも、その執行において効率化と節約等に主眼をおいている。 中期計画における新規事業の展開等の際に、予算執行の厳格化が必要であると考ええる。	今後も事業計画を踏まえて予算の執行計画を策定し、年度末に執行が偏るようなことがないよう計画的な執行を図る。 また、執行にあたっては経理規定に基づき適切な処理を行うことを継続する。	・経理規則 (規則集2)

8-30 監査

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
8-30-1 私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に監査を実施しているか	法人は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 15 条に規定する他、監事監査規則に基づき、法人業務の適正かつ効率的な運営及び財務会計の適正化を図るため監事による監査を行い、教育研究機能の向上並びに財務基盤の確立に寄与する。 また法人は、私学振興助成法第 14 条第 3 項(私立大学等経常費補助金の交付を受ける学校法人は監査法人等の監査を受けなければならない)に則り、監査法人による監査を受ける。 また本学園の内部監査規定に基づき、内部監査担当部署は、法人の運営諸活動の遂行状況について、公正かつ客観的な立場で意見を述べ、助言・提言を行う。	監事監査規則に基づき、毎年度作成される監査計画の内容に沿って監事監査を実施している。理事会、評議員会には、原則として監事も毎回出席している。 監査法人は、監査契約に基づき会計帳簿の審査、備品の実査、決算書類の照合等、多岐に渡り監査を実施している。 内部監査は、内部監査規定に基づき毎年度作成される内部監査計画の内容に沿って実施されている。 なお、監事・監査法人及び内部監査担当者が一堂に会し、監査内容、監査結果等について情報交換する三様監査を行い、監査の精度を上げている。	これまで重大な指摘事項はないが、指導助言、注意事項等は受けているので、今後も引き続き業務執行の適正化に努めていく。	- 令和 6 年度事業報告書 ① - 理事・監事名簿 (事業報告書①P5) - 監事監査規則 (規則集 7) - 内部監査規程 (規則集 8)

8-31 財務情報の公開

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
8-31-1 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか	法令に基づき財務情報は、公表することを基本とする。	毎年度、決算が確定した段階で学校法人常陽学園のホームページに財務情報を掲載している。 また、私立学校法第 47 条第 2 項に定められる内容に沿って、各在校学生及び利害関係者等からの求めに応じて閲覧に供するため、各学校事務室に財務情報関連資料を備え付けている。	今後は、更に分かりやすい財務情報の公表について工夫する。	

基準 9 法令等の遵守

9-32 (1/1)

9-32 関係法令、設置基準等の遵守

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
9-32-1 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	関係法令や設置基準などを遵守し、適正・適切な学校運営を実行する。	学校運営を適正に行うにあたり、必要に応じて関係法令などを参照し、日常の業務執行にあたっている。学校運営上で必要となる諸届や報告も適切に実施している。 学校運営と業務執行に必要な規則・規程等を整備かつ見直しし適切に運用している。 様々なハラスメント防止のため、ハラスメント委員会を編成するとともに、学校に対するコンプライアンス上の疑義が生じた場合に備え、各担任や学科長、事務長が相談窓口となる体制を整えている。	様々なハラスメントを対象としたマニュアルを整備しているが、その周知徹底を更に図り、教職員・学生相互の健全な関係性を維持する。	・学生生活の手引き ⑤ ・就業規則 (規則集 5) ・教員の資質向上活動 (ハラスメント防止ガイドライン) (規則集 32)

9-33 個人情報保護

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
9-33-1 学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか	学校が保有する個人情報については、個人情報保護方針に基づき、適正・適切に処理する。	学生や受験者および教職員について学校が保有する個人情報に類する文書の保護については、学内文書規定に基づいて適正・適切に扱っている。	個人データの電磁記録の取扱いに関して規程を改める他、学校ホームページ等の Web 媒体や各 SNS での個人情報漏洩防止策を個人情報保護方針に加えて適切な運用を図るとともに、教職員および学生に対して啓発を行う。	・個人情報取扱規程、学校 HP 掲載プライバシーポリシー (規則集 21) ・HP トップページ (J-15)

9-34 学校評価

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
9-34-1 自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか	適切な教育事業活動の実践と健全な学校運営を推進の為に、毎年3月から6月の期間で、自己点検・自己評価を実施する。	令和6年度、自己点検・自己評価を実施した。 自己点検・自己評価活動は、組織内で定着しており、部署ごとに全員参加体制が整備されている。	自己点検・自己評価内容を学校関係者評価委員会で評価している。	・令和6年度自己評価報告書 ② ・養成施設自己点検票 (J-14)
9-34-2 自己評価結果を公表しているか	自己点検・自己評価結果は報告書にまとめ、その概要を学校ホームページに掲載するとともに、必要に応じて報告書の開示にも積極的に対応する。	自己評価報告書を学校ホームページに掲載している。	情報公開の一環として、今後も継続して公表する。	・令和6年度自己評価報告書② ・養成施設自己点検票 (J-14) ・HP トップページ (J-15)
9-34-3 学校関係者評価の実施体制を整備し評価を行っているか	従来の慣習に基づく業界関係者との緊密な連携を土台として、新たに学校関係者評価委員会を発足させ、今後の学校を取り巻く諸状況を的確に判断し、適宜・適切に対応する為の指針を得る。	従来、事業団や業界関係者との連携は、学校経営に携わる上位役職者やキャリアセンター長を主体とする個別の関係性の中で保たれており、そこで得られる様々な外部意見を学校運営推進の参考として反映させている。	毎年度に学校関係者評価委員会を開催し、本格的な学校評価体制を敷いている。	・令和6年度自己評価報告書 ② ・養成施設自己点検票 (J-14)

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
9-34-4 学校関係者評価 結果を公表しているか	学校関係者評価結果は、地域 住民、卒業生の就業先、また受 験希望者等の本校に対する理 解を深めるものであり、本校へ の支援と協力を得るためにも 適宜・適切に公表する。	学校関係者評価結果は、学校 ホームページに掲載している。	特になし	

9-35 教育情報の公開

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
9-35-1 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか	文部科学省が全国の大学に対して課した公式サイトでの教育情報の開示ルールに則り、専修学校としてもできる限りの教育情報の公開義務を果たすことが望まれている。それに従う形で、受験希望者およびその保護者、高等学校関係者等に対し、正確かつ適切に情報公開を行う。	文部科学省等が公開を求める教育情報の多くについては、従来学校ホームページで公開してきたものであり、受験希望者等の進路選択に寄与している。	特になし	・HP トップページ (J-15)

基準 10 社会貢献・地域貢献

10-36 (1/1)

10-36 社会貢献・地域貢献

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
10-36-1 学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	本校の持つ専門性や、教育機関としての機能、更には、施設・設備を利活用して、広く社会に貢献する。	以下のような活動を実施 ＜地域社会への貢献活動＞ ・地域交流マッサージ ＜卒後研修講座の開催＞ ・卒業生向け卒後研修 ・求人求職情報の開示 ＜施設の貸出し＞ 業界団体への教室等施設の貸出し 図書館から SNS を用いた外部配信は学校の広報活動の一端を担っている。 また、町内会活動に参加することで、地域社会に対する学校の位置づけが良好な立場であることを把握することが出来る。	保有施設の稼働率が高く、常設・定期的な講座開設が難しい中、従来行ってきた業界諸団体や提携先、地域社会などからの要請に対する協力は、継続していく。 また、本校を卒業した各資格保有者あるいは、業界に属する医療者の施術能力向上に向けた魅力ある卒後研修プログラム等を計画していく。	・地域交流マッサージの実施概要および患者数実績 (E-13) ・在校生・卒業生向け各種ゼミ・講座 (C-5)

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
10-36-2 国際交流に取り組んでいるか	鍼灸や吉田流あん摩術、日本固有の柔道整復の技術に対する認知を国際的に高めることを目的に、資格取得を目標としない研修生(主に教員養成科での授業参加)を受け入れる。	国際的にもまだ広く認知されていない吉田流あん摩術について、学術交流を積極的に実施する。	国際交流における具体的な内容については、検討中である。 諸般の事情で頓挫したものの、令和6年度は、卒業生の仲介で、日本の指圧に興味を持つ米ウェルズリー大学の教授の受け入れが試みられた。	

10-37 ボランティア活動

小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
10-37-1 学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか	医療に携わる者の積極的な社会参加は現代社会における必須事項とも言える。学校としては、学生にそのような活動に参加する機会を促すことで自らの社会的役割に気付かせることができる。 地域居住者に対する施術やスポーツ現場でのボランティア参加により、自らの技術が社会に役立つことを体得させ、ボランティア意識の重要性を理解させる。	学生による地域ボランティアとして長年にわたって実施している地域交流マッサージは、令和6年度も好評であった。	現在行われている様々なボランティア活動に対し、情報収集が不足している。今後、検討が必要である。 また、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師として行う事のできるボランティア活動や、医療従事者としての責務など学校として学生に向けて情報発信を継続的行っていくことも重要である。	